

一宮監公表第7号
令和5年2月2日

一宮市監査委員 和 家 淳
一宮市監査委員 丹 羽 達
一宮市監査委員 鵜 飼 和 司
一宮市監査委員 渡 部 晃 久

公の施設の指定管理者に対する監査結果報告について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、公の施設の指定管理者に対する監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり提出します。

公の施設の指定管理者に対する監査結果報告

地方自治法第199条第7項による財政援助団体等に対する監査として、公の施設の指定管理者に対する監査を一宮市監査委員監査基準に準拠して実施した。その概要及び結果は次のとおりである。

第1 監査の概要

1 監査の対象

(1) 監査対象施設

大野極楽寺公園、光明寺公園及び木曾川沿川緑地（体育施設及び上下水道部所管施設を除く）並びにツインアーチ138

(2) 指定管理者

一般財団法人公園財団

(3) 所管課

まちづくり部公園緑地課

(4) 対象期間及び範囲

ア 指定管理者の令和3年度及び令和4年度（8月末まで）の事務執行状況のうち、監査対象施設の管理に係る出納その他の事務の執行状況

イ 所管課の監査対象施設に係る一連の事務（指定管理者の指定、協定書等の締結、支出の手続、事業報告書等の点検、指定管理者への指導監督等）

2 監査の着眼点

(1) 指定管理者関係

ア 施設は関係法令（条例を含む）の定めるところにより、善良な管理者の注意をもって適切に管理されているか。

イ 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。

ウ 利用料金制を採用し、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定等は適正になされているか。

エ 条例に基づき、利用料金の減免をしている場合、その手続は適正に行われているか。

オ 利用促進及び利用者サービス向上のための取組はなされているか。

カ 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。

キ 公の施設の管理に係る出納関係帳簿の整備及び記帳は適正になされているか。

るか。また、領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か。

ク 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程、情報セキュリティ規程等の諸規程は、整備されているか。また、それら諸規程に基づいた事務が執行されているか。

ケ 行政財産の目的外使用許可等、地方公共団体の長のみが行うことができる権限に属する事務が行われていないか。

コ 自主事業を実施する場合は、協定等に基づき適正に実施されているか。

(2) 所管課関係

ア 公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法令等に根拠をおいているか。

イ 指定管理者の指定は、適正かつ公正に行われているか。

ウ 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。

エ 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。

オ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。

カ 事業報告書の点検は適切になされているか。

キ 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。

ク 指定管理者において施設の利用促進を図る場合には、利用状況に注意を払い、利用の奨励に努めているか。

ケ 指定管理者制度の採用により、効率的な管理及び運営が図られ、利用促進が働くものとなっているか。

コ 利用料金制を採用している場合、そのことによって市民サービスの向上につながっているか。

サ 本来、市が実施すべき修繕等を放置しているものはないか。また、指定管理者の費用で実施させていないか。

3 監査の主な実施内容

あらかじめ監査の対象となった指定管理者及び所管課に提出を求めた所定の資料を基に、主に次の方法により監査を行った。

(1) 書類の審査

関係書類・諸帳簿等の提出を求め、閲覧、照合等を行った。

(2) 説明の聴取

指定管理者及びその事務を所管する部長等関係職員から説明を聴取した。

(3) 実地調査

必要な事項について実査等を行った。

4 監査の実施場所及び日程

	実施場所	日程
監査事務局による 事前調査	監査事務局	令和4年9月27日 ～令和5年1月20日
監査事務局による 実地調査	公園緑地課	令和4年10月3日
	ツインアーチ138	令和4年10月5日
	大野極楽寺公園	令和4年10月14日
監査委員による 本監査	ツインアーチ138及び監 査事務局会議室	令和5年1月30日

第2 監査の結果

以上のとおり監査した結果、当指定管理者の監査対象施設の管理に係る出納その他の事務及び所管課の同施設に係る一連の事務について、適正に処理されていることがおおむね認められた。一部で見受けられた留意事項については、次のとおりである。なお、口頭で注意を促した軽微な事項については、記載を省略する。

[留意事項]

○ 一般財団法人公園財団及び公園緑地課（所管課）

(1) 条例の遵守について

大野極楽寺公園、光明寺公園及び木曾川沿川緑地（体育施設及び上下水道部所管施設を除く）並びにツインアーチ138の利用料金については、一宮市都市公園条例並びに展望塔の管理及び運営に関する条例で定める範囲内で指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとされているが、基本協定締結時に書面による承認の手続が行われていなかった。また、ツインアーチ138についてはリニューアルオープンに併せ、利用料金の改定が行われているが、書面による協議、承認の手続が行われていなかった。

利用料金は、条例の定めるところにより、指定管理者があらかじめ地方公共団体の承認を受けて定めることを原則としており、公の施設の運営について、指定管理者の自主的な経営努力を発揮しやすくするため、施設経営の基本的な

要素である料金決定について指定管理者の主体性を認めつつ、公の施設として住民の利用に支障を来すことのないよう公的なチェック機能を定めたものである。

利用料金の決定にあたっては、法令に基づき適正な事務処理をされたい。

(2) 協定の遵守について

大野極楽寺公園、光明寺公園及び木曾川沿川緑地の一部の管理運営に関する基本協定書で、指定管理者が直接処理することが困難な場合、又は委託することが業務の遂行上合理的と認められる場合は、市と事前に協議し承認を得たうえで、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができると規定されているが、再委託されていた業務の一部で市が把握していないものがあつた。

協定に基づき適正な事務処理をされたい。

○ 公園緑地課（所管課）

(1) 備品の管理について

市が所有するツインアーチ138の備品について、現物と備品管理システムから出力した物品一覧との照合状況を確認したところ、令和3年度は市職員により備品照合が実施されていたが、令和4年度については協定書等で指定管理者に市所有の備品の管理を行わせる旨の規定がないにもかかわらず、口頭で依頼し備品照合を行わせていた。所管課の説明によると、令和2年度の基本協定締結時には市所有の備品を設置していなかったため、協定書等に備品管理業務に係る規定がないとのことであつた。また、物品一覧に掲載されている備品18点すべてについて、備品ラベルが貼付されていなかった。

指定管理者に適正な備品管理を行わせるのであれば、協定書等で業務の範囲及び内容を明確にするとともに、備品ラベルの貼付を徹底し、市の財産である備品の正確な把握が行われるよう万全を期されたい。

以上